

[事案 27-234] 契約解除取消請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由（詐欺行為）はなかったとして、重大事由による契約の解除の取消しと、転倒事故を原因とした入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 7 月に契約した医療保険について、重大事由（詐欺行為）はなかったため、重大事由による契約の解除を取り消し、本件契約にもとづき、転倒事故による顔面損傷状態について顔面損傷給付金および別の転倒事故による足の受傷を原因とする入院について入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 顔面損傷状態を理由とする給付金請求は詐欺による請求であり、重大事由により契約を解除する。
- (2) 顔面損傷状態は約款所定の支払事由（縫合術を行う 3 cm 以上の線状痕）に該当しない、また別の転倒事故による足の受傷は重大事由の発生時以降に生じた支払事由であるため、給付金の支払いを拒否する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受傷状況、治療経過および顔面の損傷状態を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 保険会社が本件顔面損傷給付金請求は詐欺による請求と判断し契約を解除したことには、一応の理由があると考えられる。
- (2) 保険会社が主張する申立人の詐欺は、犯罪行為に該当する可能性が高いことから、その認定には慎重を期す必要がある。そして、認定には各医療機関に対する照会、あるいは担当医師等の証言が必要となることも想定される。本件を判断するためには厳格な証拠調手続を経る必要があり、裁定審査会にかかる証拠調手続を有していないので、本件について適正な判断を行なうためには、裁判所における訴訟による解決が適当である。